



先行審査プラントの記載との比較表（V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書）

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第45条及び第72条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき設置する非常用ディーゼル発電設備のディーゼル機関及び発電機（以下「非常用ディーゼル発電機」という。）、技術基準規則第72条及びその解釈に基づき設置する第一ガスタービン発電機（6,7号機共用（以下同じ。））及び電源車（6,7号機共用（以下同じ。））、技術基準規則第76条及びその解釈に基づき設置する5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6,7号機共用（以下同じ。））、技術基準規則第75条及びその解釈に基づき設置するモニタリングポスト用発電機（6,7号機共用（以下同じ。））並びに技術基準規則第63条、第65条及び第67条並びにそれらの解釈に基づき設置する可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備（6,7号機共用（以下同じ。））の出力の決定に関して説明するものである。</p> <p>また、技術基準規則第48条及び第78条に基づく「発電用火気設備に関する技術基準を定める省令」（以下「火力省令」という。）及び「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」（以下「原子力電技命令」という。）の準用について、本資料にて非常用電源設備のガスタービン及び内燃機関に対する火力省令への適合性、並びに非常用電源設備の発電機、遮断器及びその他電気設備に対する原子力電技命令への適合性について説明するものである。</p>	<p>表現上の差異 （使用する用語について、要目表との関連を表現する記載とした。） 設備構成の差異</p> <p>表現上の差異 （発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの表現に合わせた記載とした。（※1）） 設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p><u>更に、技術基準規則第45条第3項第1号及びその解釈に規定する「高エネルギーのアーキ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置」(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。)として、遮断器の遮断時間の適切な設計方針について説明するものがある。</u></p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 常設の非常用発電装置の出力に関する設計方針</p> <p>設計基準対象施設のうち常設の非常用発電装置である非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。また、工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備のうち常設の非常用発電装置である非常用ディーゼル発電機及び<u>第一ガスタービン発電機</u>は、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、<u>使用済燃料貯蔵プール内の</u>燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</p>	<p>工事計画の申請範囲の差異 (柏崎刈羽は、技術基準規則第45条第3項第1号に係る内容を、本工事計画にて申請する。(※2)) (玄海3号との差異 表現上の差異 (文章の構成上、接続詞等が異なる。))</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異 (基本設計方針の表現に合わせた記載とした。)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>非常用ディーゼル発電機は、3系統の母線で構成する非常用高圧母線に接続し、高圧補機へ給電する設計とする。また、動力変圧器を通して降圧し、3系統の母線で構成する非常用低圧母線の低圧補機へ給電する設計とする。</p> <p>第一ガスタービン発電機は、外部電源系及び非常用ディーゼル発電設備の機能が喪失（全交流動力電源喪失）した<u>場合に、</u>重大事故等時の対応に必要な設備に電力を供給できる設計とする。</p> <p>第一ガスタービン発電機は、設置（変更）許可申請書の添付書類十における、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）」時に電力を供給できる出力を有する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト用発電機は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異 表現上の差異 （記載の適正化。）</p> <p>設備構成の差異 設置変更許可における設計方針の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>設計基準対象施設及び<u>重大事故等対処施設</u>に施設する非常用発電装置である非常用ディーゼル発電機並びに<u>重大事故等対処施設に施設する非常用発電装置である第一ガスタービン発電機及びモニタリングポスト用発電機</u>（ガスタービン及び内燃機関については、燃料系を含める。）は、火力省令第19～23条、第25～29条のうち関連する事項を準用する設計とする。<u>ガスタービン及び附属設備は、「ガスタービン等の構造」、「調速装置」、「非常停止装置」及び「計測装置」について各事項を準用し、</u>内燃機関及び附属設備は、「内燃機関等の構造等」、「調速装置」、「非常停止装置」、「過圧防止装置」及び「計測装置」について各事項を準用する設計とする。</p> <p>なお、<u>ガスタービン及び内燃機関</u>における火力省令第19条第4項又は第25条第3項に基づく強度評価の基本方針、強度評価方法及び強度評価結果は、V-3「強度に関する説明書」の別添にて説明する。</p>	<p>表現上の差異 （記載の適正化。） DB 施設兼 SA 設備と SA 設備とを区別する記載とした。 燃料設備は各原動機の燃料系に含めている。） 設備構成の差異 （玄海3号との差異 表現上の差異 （記載の適正化。） 設備構成の差異 （柏崎刈羽は、圧力調整弁を使用しておりガスタービンに過圧が生じるおそれのない設計としている。)) 設備構成の差異 表現上の差異 （記載の適正化。）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>非常用ディーゼル発電機, 第一ガスタービン発電機, モニタリングポスト用発電機, 遮断器及びその他電気設備は, 原子力電技命令第4～16条, 第19～28条, 第30～35条の関連する事項を準用する設計とする。「感電, 火災等の防止」として, 「電気設備における感電, 火災等の防止」, 「電路の絶縁」, 「電線等の断線の防止」, 「電線の接続」, 「電気機械器具の熱的強度」, 「高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止」, 「電気設備の接地」, 「電気設備の接地の方法」及び「発電所等への取扱者以外の者の立入の防止」について各事項を準用する設計とする。「異常の予防及び保護対策」として, 「特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止」及び「過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策」について各事項を準用する設計とする。「電氣的, 磁氣的障害の防止」として, 「電気設備の電氣的, 磁氣的障害の防止」について各事項を準用する設計とする。また, 「供給支障の防止」として, 「発電設備等の損傷による供給支障の防止」, 「発電機等の機械的強度」及び「常時監視をしない発電所等の施設」について各事項を準用する設計とする。</p> <p>2.1.1 ガスタービン</p> <p>ガスタービンは火力省令を準用し, 以下の設計とする。</p>	<p>設備構成の差異 表現上の差異 (※1と同様。 記載の適正化。)</p> <p>設備構成の差異 (玄海3号との差異 差異なし)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は, 当社の機密事項を含むため, 又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		(1) <u>ガスタービン等の構造</u>	設備構成の差異 (玄海3号との差異 表現上の差異 (玄海3号の「ガス温度」について、 省令の表現に合わせた記載の「ガ スの温度」とした。))
		<u>ガスタービンは、非常調速装置が作動したときに達する回 転速度に対して構造上十分な機械的強度及びガスの温度が著 しく上昇した場合に燃料の流入を自動的に遮断する装置が作 動したときに達するタービン入口ガス温度高トリップ作動温 度における十分な熱的強度を有する設計とする。軸受は、車軸 の両側に設けた転がり軸受により運転中の荷重を安定に支持 できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じ ない設計とする。調速装置により調節することができる最低 速度から過速度トリップが作動したときに達する最高速度ま での間に被動機一体の危険速度がない設計とする。耐圧部分 の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する 応力に対し十分な強度を有した設計とする。</u>	設備構成の差異 (玄海3号の「排気温度高トリップ 作動温度」と柏崎刈羽の「タービ ン入口ガス温度高トリップ作動 温度」))
		(2) <u>調速装置</u>	設備構成の差異 (玄海3号との差異 差異なし)
		(3) <u>非常停止装置</u>	設備構成の差異 (玄海3号との差異 差異なし)
		<u>運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防 止するため、その異常が発生した場合にガスタービンに流入 する燃料を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置その他 非常停止装置を設ける設計とする。</u>	差異なし (玄海3号との差異 設備構成の差異 (柏崎刈羽は、圧力調整弁を使用し ておりガスタービンに過圧が生 じるおそれのない設計としてい る。))

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>(4) 計測装置</p> <p><u>設備の損傷を防止するため、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</u></p> <p>2.1.2 内燃機関</p> <p>内燃機関は、火力省令を準用し、以下の設計とする。</p> <p>(1) 内燃機関等の構造等</p> <p>非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有する設計とする。軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるもので、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じない設計とする。耐圧部分は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する応力に対し十分な強度を有した設計とする。また、非常用ディーゼル発電機は屋内に設置する設計とするため、酸素欠乏の発生のおそれのないように、建屋に吸排気部を設置する設計とする。</p> <p>(2) 調速装置</p> <p>回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺することを防止するため、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置を設ける設計とする。</p> <p>(3) 非常停止装置</p> <p>運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的にかつ速やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置を設ける設計とする。</p>	<p>設備構成の差異 (玄海3号との差異 差異なし)</p> <p>差異なし</p> <p>設備構成の差異</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>(4) 過圧防止措置</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、過圧が生じるおそれがあるシリンダ内の圧力を逃すためにシリンダ安全弁を設ける設計とする。</p> <p>(5) 計測装置</p> <p>設備の損傷を防止するため、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>2.1.3 発電機</p> <p>発電機は、原子力電技命令を準用し、以下の設計とする。</p> <p>(1) 感電、火災等の防止</p> <p>感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。電気機械器具は、「日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 7 0 0 2」(以下「J E S C E 7 0 0 2」という。) 等に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設計とする。火災防止のため、高圧の電気機械器具は金属製の筐体に格納することで可燃性のものと隔離し、外箱等は接地を施す設計とする。電気設備は、適切な接地工事を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため、発電所には人が容易に構内に立ち入るおそれがないようフェンス等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 異常の予防及び保護対策</p> <p>異常の予防及び保護対策のため、過電流を過電流継電器にて検出し、遮断器を開放する設計とする。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>差異なし</p> <p>表現上の差異 (※1と同様。)</p> <p>設備構成の差異 (「等」の詳細は、メーカー基準に基づき設計している「モニタリングポスト用発電機。)</p> <p>差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>(3) 電氣的, 磁氣的障害の防止</p> <p>発電機は, 閉鎖構造 (金属製の筐体) 及び接地の実施により, 電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。</p> <p>(4) 供給支障の防止</p> <p>発電設備等の損傷による供給支障の防止のため, 過電流等を生じた場合, 保護継電器にて検知し, 遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。発電機は, 短絡電流及び非常調速装置が動作して達する回転速度に対して, 十分な機械的強度を有する設計とし, 三相短絡試験等により異常のないことを確認する。発電所構内には, 発電機の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在することにより, 常時監視しない発電所は施設しない設計とする。</p> <p>2.1.4 遮断器</p> <p>遮断器は, 原子力電技命令を準用し, 以下の設計とする。</p> <p>(1) 感電, 火災等の防止</p> <p>遮断器は, 感電防止のため接地し, また, 充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし, 絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は, 端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに, 絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は, J E S C E 7 0 0 2 等に基づき, 通常の使用状態において発生する熱に耐える設計とし, 火災発生防止のため, 閉鎖された金属製の外箱に収納し, 隔離する設計とする。遮断器は適切な接地を施し, 鉄台及び金属製の外箱には, A 種接地工事 (高圧設備), C 種又は D 種接地工事 (低圧設備) を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため, 発電所には人が容易に構内に立ち入るおそれがないようフェンス等を設ける設計とする。</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>表現上の差異 (※1と同様。)</p> <p>設備構成の差異 (「等」の詳細は, J E M - 1 1 9 5 に基づき設計している「モータコントロールセンタ」等。)</p> <p>表現上の差異 (記載の適正化。)</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は, 当社の機密事項を含むため, 又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>(2) 異常の予防及び保護対策</p> <p>異常の予防及び保護対策のため、過電流遮断器は、施設する箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有し、<u>高圧電路に施設する過電流遮断器はその作動に伴いその開閉状態を表示する装置を有する設計とする。</u></p> <p><u>重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。))への電力供給に係るものに限る。)のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤(以下「HEAF対策対象盤」という。)については、適切な遮断時間にてアーク放電が発生した遮断器の上流の遮断器を開放し、アーク放電の継続を防止することでアーク火災を防止し、電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。HEAF対策対象盤を表2-1に示す。</u></p> <p><u>HEAF対策対象盤の適切な遮断時間の設計にあたっては、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」を踏まえ、アーク放電を発生させる試験、アーク火災発生の評価を実施し、高エネルギーアーク損傷に係る対策の判断基準としてアーク火災が発生しないアークエネルギーの閾値(メタルクラッド開閉装置(以下「M/C」という。)は25MJ、パワーセンタ(以下「P/C」という。)は18MJ、モータコントロールセンタ(以下「MCC」という。)は4.4MJ)を設定する。</u></p> <p><u>発生するアークエネルギーは、次式により求め、各遮断器の遮断時間を表2-2に示す。</u></p>	<p>表現上の差異 (記載の適正化。)</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 表現上の差異 (記載の適正化。))</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 表現上の差異 (記載の適正化。))</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 表現上の差異 (表番号が異なる。))</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>$E_{3\phi} = V_{arc} \times I_{arc} \times t_{arc}$</p> <p><u>$E_{3\phi}$: 三相のアークエネルギー</u></p> <p><u>V_{arc} : アーク電圧の平均値</u></p> <p><u>I_{arc} : 三相短絡電流の平均値</u></p> <p><u>t_{arc} : アーク発生時の遮断器の遮断時間</u></p> <p><u>図 2-1 に示した各母線に接続されるすべての遮断器（非常用ディーゼル発電機に係る部分を除く。）をアーク放電発生箇所とし、各アーク放電発生箇所の上流の遮断器を開放することによりアーク放電を遮断する。</u></p> <p>(3) 電氣的、磁氣的障害の防止</p> <p>遮断器は、閉鎖構造（金属製の筐体）及び接地の実施により、電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。</p> <p>(4) 供給支障の防止</p> <p>発電設備等の損傷による供給支障の防止のため、過電流等を生じた場合、保護継電器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。発電所構内には、遮断器の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在することにより、常時監視しない発電所は施設しない設計とする。</p>	<p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 差異なし)</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 表現上の差異 (図番号が異なる。))</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし (玄海3号との差異 設備構成の差異 (柏崎刈羽は、非常用電源設備に真空遮断器(M/C)、気中遮断器(P/C)を使用しており、ガス遮断器を使用していない。))</p> <p>差異なし</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>2.1.5 その他電気設備</p> <p>その他の非常用電源設備は、原子力電技命令を準用し、以下の設計とする。</p> <p>(1) 感電，火災等の防止</p> <p>電気設備は，感電の防止のため接地し，また，外箱やカバー等により充電部分に容易に接触できない設計とする。回路は大地から絶縁する設計とし，絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所については，接続板，接続用ボルト・ナット等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに，絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。電気設備は，熱的強度について期待される使用状態において発生する熱に耐える設計とする。火災防止のため，可燃性の物から離して施設する設計とする。必要箇所には，異常時の電圧上昇等による影響を及ぼさないよう適切な接地を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため，発電所には人が容易に構内に立ち入るおそれがないようフェンス等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 異常の予防及び保護対策</p> <p>高圧電路と結合する変圧器は，電気設備の損傷，感電又は火災のおそれがないよう，適切な接地を施す設計とする。過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策のため，電気設備には，過電流を検知できるよう保護継電器，過電流検知器及び配線用遮断器を設置し，過電流を検知した場合は，遮断器を開放する設計とする。</p> <p>(3) 電氣的，磁氣的障害の防止</p> <p>閉鎖構造（金属製の筐体）及び接地の実施により，電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。</p>	<p>表現上の差異 （※1と同様。）</p> <p>表現上の差異 （記載の適正化。 接続点に張力が加わらない設計については，原子力電技命令の解釈第11条の裸電線相互等の裸電線と電線の直接接続に対する規定であり，柏崎刈羽の対象設備において，該当する箇所がない。）</p> <p>表現上の差異 （記載の適正化。）</p> <p>差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は，当社の機密事項を含むため，又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																																																																																																
		<p>(4) 供給支障の防止</p> <p>変圧器, 母線及びそれを支持する碍子は, 短絡電流により生ずる機械的衝撃に耐える設計とする。発電所構内には, 電気設備の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在することにより, 常時監視しない発電所は施設しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 HEAF 対策対象盤</p> <table border="1" data-bbox="1685 632 2288 957"> <thead> <tr> <th>常時使用される電気盤*</th> <th>①: 重要安全施設 (第1)への電力供給に係る電気盤</th> <th>②: ①の電気盤の周囲2.5m以内に設置されている電気盤**</th> <th>HEAF 対策対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用高圧母線 (M/CTC, M/CTB, M/CTE)</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 (パワーセンタ)</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>常用高圧母線, 常用低圧母線</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>共通用高圧母線, 共通用低圧母線</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>共用 MCC</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1: 電線路, 主変電機又は非常用電源設備から電気が供給されている電気盤をいう。 *2: 「高エネルギーアーク誘発 (HEAF) に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」による。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 各遮断器の遮断時間 (1/6)</p> <table border="1" data-bbox="1783 1108 2193 1793"> <thead> <tr> <th>アーク発生エネルギー (MJ)</th> <th>遮断時間 (s)</th> <th>アーク発生エネルギーを抑制するための開断する遮断器</th> <th>アーク発生箇所 遮断器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-1-5A</td> <td>M/CTC-1B, M/OSB-1-M/CTC 母線連動 (M/CTC 側)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/CTC-6A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTC 側)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/CTD-1B</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTD 側)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/CTD-6A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTD 側)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/CTE-1B</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTE 側)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/OSB-2-3B</td> <td>M/CTC 母線に接続される遮断器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/CTC-1B</td> <td>(M/CTC-1B, 1E, 6A を除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/CTD-1B</td> <td>M/CTD 母線に接続される遮断器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/CTD-1B</td> <td>(M/CTD-1B, 1E, 6A を除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/CTE-1B</td> <td>M/CTE 母線に接続される遮断器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>M/CTE-6A</td> <td>(M/CTE-1B, 1E, 3B, 6A を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	常時使用される電気盤*	①: 重要安全施設 (第1)への電力供給に係る電気盤	②: ①の電気盤の周囲2.5m以内に設置されている電気盤**	HEAF 対策対象	非常用高圧母線 (M/CTC, M/CTB, M/CTE)	○	△	○	非常用低圧母線 (パワーセンタ)	○	△	○	非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	○	△	○	非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	×	×	×	常用高圧母線, 常用低圧母線	×	×	×	共通用高圧母線, 共通用低圧母線	×	×	×	共用 MCC	×	×	×	アーク発生エネルギー (MJ)	遮断時間 (s)	アーク発生エネルギーを抑制するための開断する遮断器	アーク発生箇所 遮断器名称			M/OSB-1-5A	M/CTC-1B, M/OSB-1-M/CTC 母線連動 (M/CTC 側)			M/OSB-2-3B	M/CTC-6A			M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTC 側)			M/OSB-2-3B	M/CTD-1B			M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTD 側)			M/OSB-2-3B	M/CTD-6A			M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTD 側)			M/OSB-2-3B	M/CTE-1B			M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTE 側)			M/OSB-2-3B	M/CTC 母線に接続される遮断器			M/CTC-1B	(M/CTC-1B, 1E, 6A を除く)			M/CTD-1B	M/CTD 母線に接続される遮断器			M/CTD-1B	(M/CTD-1B, 1E, 6A を除く)			M/CTE-1B	M/CTE 母線に接続される遮断器			M/CTE-6A	(M/CTE-1B, 1E, 3B, 6A を除く)	<p>差異なし</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2 と同様。)</p> <p>(玄海3号との差異表現上の差異 (記載の適正化。))</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2 と同様。)</p> <p>(玄海3号との差異設備構成の差異)</p>
常時使用される電気盤*	①: 重要安全施設 (第1)への電力供給に係る電気盤	②: ①の電気盤の周囲2.5m以内に設置されている電気盤**	HEAF 対策対象																																																																																																
非常用高圧母線 (M/CTC, M/CTB, M/CTE)	○	△	○																																																																																																
非常用低圧母線 (パワーセンタ)	○	△	○																																																																																																
非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	○	△	○																																																																																																
非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	×	×	×																																																																																																
常用高圧母線, 常用低圧母線	×	×	×																																																																																																
共通用高圧母線, 共通用低圧母線	×	×	×																																																																																																
共用 MCC	×	×	×																																																																																																
アーク発生エネルギー (MJ)	遮断時間 (s)	アーク発生エネルギーを抑制するための開断する遮断器	アーク発生箇所 遮断器名称																																																																																																
		M/OSB-1-5A	M/CTC-1B, M/OSB-1-M/CTC 母線連動 (M/CTC 側)																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/CTC-6A																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTC 側)																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/CTD-1B																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTD 側)																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/CTD-6A																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTD 側)																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/CTE-1B																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/OSB-2-M/CTC, TB, TE 母線連動 (M/CTE 側)																																																																																																
		M/OSB-2-3B	M/CTC 母線に接続される遮断器																																																																																																
		M/CTC-1B	(M/CTC-1B, 1E, 6A を除く)																																																																																																
		M/CTD-1B	M/CTD 母線に接続される遮断器																																																																																																
		M/CTD-1B	(M/CTD-1B, 1E, 6A を除く)																																																																																																
		M/CTE-1B	M/CTE 母線に接続される遮断器																																																																																																
		M/CTE-6A	(M/CTE-1B, 1E, 3B, 6A を除く)																																																																																																

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は, 当社の機密事項を含むため, 又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																																																								
		<p>表 2-2 各遮断器の遮断時間 (2/6)</p> <table border="1" data-bbox="1798 310 2178 1016"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>アーク故障を遮断するために回線する遮断器</th> <th>遮断時間 (s)</th> <th>アークエネルギー率 (MJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F/CTC-1-2B (F/CTC-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))</td> <td>M/CTC-2A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTC-1 母線に接続される遮断器 (F/CTC-1-2B を除く)</td> <td>F/CTC-1-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTC-2-2B (F/CTC-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))</td> <td>M/CTC-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTC-2 母線に接続される遮断器 (F/CTC-2-2B を除く)</td> <td>F/CTC-2-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTD-1-2B (F/CTD-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))</td> <td>M/CTD-2A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTD-1 母線に接続される遮断器 (F/CTD-1-2B を除く)</td> <td>F/CTD-1-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTD-2-2B (F/CTD-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))</td> <td>M/CTD-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTD-2 母線に接続される遮断器 (F/CTD-2-2B を除く)</td> <td>F/CTD-2-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2-2 各遮断器の遮断時間 (3/6)</p> <table border="1" data-bbox="1887 1138 2089 1785"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>アーク故障を遮断するために回線する遮断器</th> <th>遮断時間 (s)</th> <th>アークエネルギー率 (MJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F/CTE-1-2B (F/CTE-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))</td> <td>M/CTE-2A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTE-1 母線に接続される遮断器 (F/CTE-1-2B を除く)</td> <td>F/CTE-1-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTE-2-2B (F/CTE-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))</td> <td>M/CTE-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F/CTE-2 母線に接続される遮断器 (F/CTE-2-2B を除く)</td> <td>F/CTE-2-2B</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	アーク故障を遮断するために回線する遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー率 (MJ)	F/CTC-1-2B (F/CTC-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTC-2A			F/CTC-1 母線に接続される遮断器 (F/CTC-1-2B を除く)	F/CTC-1-2B			F/CTC-2-2B (F/CTC-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTC-2B			F/CTC-2 母線に接続される遮断器 (F/CTC-2-2B を除く)	F/CTC-2-2B			F/CTD-1-2B (F/CTD-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTD-2A			F/CTD-1 母線に接続される遮断器 (F/CTD-1-2B を除く)	F/CTD-1-2B			F/CTD-2-2B (F/CTD-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTD-2B			F/CTD-2 母線に接続される遮断器 (F/CTD-2-2B を除く)	F/CTD-2-2B			機器名称	アーク故障を遮断するために回線する遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー率 (MJ)	F/CTE-1-2B (F/CTE-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTE-2A			F/CTE-1 母線に接続される遮断器 (F/CTE-1-2B を除く)	F/CTE-1-2B			F/CTE-2-2B (F/CTE-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTE-2B			F/CTE-2 母線に接続される遮断器 (F/CTE-2-2B を除く)	F/CTE-2-2B			<p>工事計画の申請範囲の差異 (※2 と同様。) (玄海 3 号との差異 設備構成の差異)</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2 と同様。) (玄海 3 号との差異 設備構成の差異)</p>
機器名称	アーク故障を遮断するために回線する遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー率 (MJ)																																																								
F/CTC-1-2B (F/CTC-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTC-2A																																																										
F/CTC-1 母線に接続される遮断器 (F/CTC-1-2B を除く)	F/CTC-1-2B																																																										
F/CTC-2-2B (F/CTC-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTC-2B																																																										
F/CTC-2 母線に接続される遮断器 (F/CTC-2-2B を除く)	F/CTC-2-2B																																																										
F/CTD-1-2B (F/CTD-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTD-2A																																																										
F/CTD-1 母線に接続される遮断器 (F/CTD-1-2B を除く)	F/CTD-1-2B																																																										
F/CTD-2-2B (F/CTD-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTD-2B																																																										
F/CTD-2 母線に接続される遮断器 (F/CTD-2-2B を除く)	F/CTD-2-2B																																																										
機器名称	アーク故障を遮断するために回線する遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー率 (MJ)																																																								
F/CTE-1-2B (F/CTE-1 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTE-2A																																																										
F/CTE-1 母線に接続される遮断器 (F/CTE-1-2B を除く)	F/CTE-1-2B																																																										
F/CTE-2-2B (F/CTE-2 受電遮断器 (電力変圧器二次側))	M/CTE-2B																																																										
F/CTE-2 母線に接続される遮断器 (F/CTE-2-2B を除く)	F/CTE-2-2B																																																										

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所 3 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																																																																														
		<p>表 2-2 各遮断器の遮断時間 (4/6)</p> <table border="1" data-bbox="1834 310 2148 974"> <thead> <tr> <th>機名</th> <th>アーク放電箇所 遮断器名称</th> <th>アーク放電を遮断 するために開放する 遮断器</th> <th>遮断時間 (s)</th> <th>アークエネルギー (MJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">東海第二発電所</td> <td>MCCTC-1-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Aを除く)</td> <td>F/CCTC-1-3A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-2 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-4Aを除く)</td> <td>F/CCTC-1-4A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-3 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)</td> <td>F/CCTC-1-3B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-4 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)</td> <td>F/CCTC-1-3B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-5 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Aを除く)</td> <td>F/CCTC-1-5A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-7 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Bを除く)</td> <td>F/CCTC-1-5B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-2-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-2-3Aを除く)</td> <td>F/CCTC-2-3A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2-2 各遮断器の遮断時間 (5/6)</p> <table border="1" data-bbox="1834 1100 2148 1764"> <thead> <tr> <th>機名</th> <th>アーク放電箇所 遮断器名称</th> <th>アーク放電を遮断 するために開放する 遮断器</th> <th>遮断時間 (s)</th> <th>アークエネルギー (MJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">東海第二発電所</td> <td>MCCTC-1-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Aを除く)</td> <td>F/CCTC-1-3A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-2 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-4Aを除く)</td> <td>F/CCTC-1-4A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-3 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)</td> <td>F/CCTC-1-3B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-4 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)</td> <td>F/CCTC-1-3B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-5 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Aを除く)</td> <td>F/CCTC-1-5A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-1-7 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Bを除く)</td> <td>F/CCTC-1-5B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCCTC-2-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-2-3Aを除く)</td> <td>F/CCTC-2-3A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機名	アーク放電箇所 遮断器名称	アーク放電を遮断 するために開放する 遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー (MJ)	東海第二発電所	MCCTC-1-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Aを除く)	F/CCTC-1-3A			MCCTC-1-2 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-4Aを除く)	F/CCTC-1-4A			MCCTC-1-3 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B			MCCTC-1-4 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B			MCCTC-1-5 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Aを除く)	F/CCTC-1-5A			MCCTC-1-7 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Bを除く)	F/CCTC-1-5B			MCCTC-2-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-2-3Aを除く)	F/CCTC-2-3A								機名	アーク放電箇所 遮断器名称	アーク放電を遮断 するために開放する 遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー (MJ)	東海第二発電所	MCCTC-1-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Aを除く)	F/CCTC-1-3A			MCCTC-1-2 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-4Aを除く)	F/CCTC-1-4A			MCCTC-1-3 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B			MCCTC-1-4 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B			MCCTC-1-5 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Aを除く)	F/CCTC-1-5A			MCCTC-1-7 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Bを除く)	F/CCTC-1-5B			MCCTC-2-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-2-3Aを除く)	F/CCTC-2-3A								<p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 設備構成の差異)</p> <p>工事計画の申請範囲の差異 (※2と同様。) (玄海3号との差異 設備構成の差異)</p>
機名	アーク放電箇所 遮断器名称	アーク放電を遮断 するために開放する 遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー (MJ)																																																																													
東海第二発電所	MCCTC-1-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Aを除く)	F/CCTC-1-3A																																																																															
	MCCTC-1-2 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-4Aを除く)	F/CCTC-1-4A																																																																															
	MCCTC-1-3 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B																																																																															
	MCCTC-1-4 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B																																																																															
	MCCTC-1-5 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Aを除く)	F/CCTC-1-5A																																																																															
	MCCTC-1-7 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Bを除く)	F/CCTC-1-5B																																																																															
	MCCTC-2-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-2-3Aを除く)	F/CCTC-2-3A																																																																															
機名	アーク放電箇所 遮断器名称	アーク放電を遮断 するために開放する 遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー (MJ)																																																																													
東海第二発電所	MCCTC-1-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Aを除く)	F/CCTC-1-3A																																																																															
	MCCTC-1-2 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-4Aを除く)	F/CCTC-1-4A																																																																															
	MCCTC-1-3 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B																																																																															
	MCCTC-1-4 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-3Bを除く)	F/CCTC-1-3B																																																																															
	MCCTC-1-5 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Aを除く)	F/CCTC-1-5A																																																																															
	MCCTC-1-7 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-1-5Bを除く)	F/CCTC-1-5B																																																																															
	MCCTC-2-1 母線に接続される遮断器 (F/CCTC-2-3Aを除く)	F/CCTC-2-3A																																																																															

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

表 2-2 各遮断器の遮断時間 (6/6)

機名	アーチ放電発生箇所 遮断器名称	アーチ放電を遮断する 遮断器	遮断時間 (s)	アーチ放電発生箇所 (M)
1	MCCTE-1-1A, 母母母母に接続される遮断器 (P/CTE-1-3Aを除く)	P/CTE-1-3A		
2	MCCTE-1-2, 母母母母に接続される遮断器 (母母母母-2, 母母母母を除く)	P/CTE-1-3B		
3	MCCTE-1-3, 母母母母に接続される遮断器 (P/CTE-1-3Cを除く)	P/CTE-1-3C		
4	MCCTE-2-1, 母母母母に接続される遮断器 (P/CTE-2-1Aを除く)	P/CTE-2-1A		

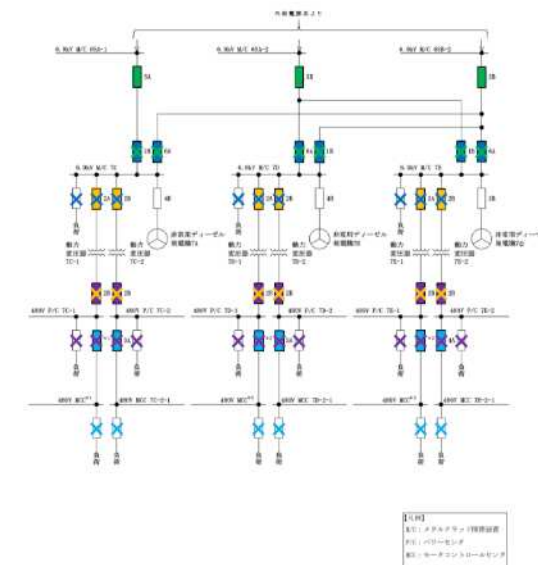


図 2-1 アーク放電発生箇所とアーク放電を遮断する遮断器


工事計画の申請範囲の差異
(※2と同様。)
(玄海3号との差異
設備構成の差異)

工事計画の申請範囲の差異
(※2と同様。)
(玄海3号との差異
設備構成の差異)

青字: 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 黄色: 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針</p> <p>重大事故等対処設備における可搬型の非常用発電装置のうち電源車は、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、<u>使用済燃料貯蔵プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p> <p><u>電源車は、外部電源系及び非常用ディーゼル発電設備の機能が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、必要な設備に電力を供給できる設計とする。また、熱交換器ユニットへ接続することで電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>電源車は、AM用直流125V充電器と組み合わせて使用することにより、重大事故等時の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。</u></p> <p><u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</u></p> <p>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、<u>電源車、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備</u>については、火力省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設備協会規格の「可搬形発電設備技術基準（NEGA C 331：2005）」（以下「可搬形発電設備技術基準」という。）を準用する設計とする。</p>	<p>設備構成の差異 表現上の差異 （基本設計方針の表現に合わせた記載とした。）</p> <p>設備構成の差異 表現上の差異 （記載の適正化。）</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する調速装置並びに軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないように潤滑油装置を設ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。また、過回転防止装置は定格回転速度の116%以下で動作する設計とする。</p>	<p>表現上の差異 (記載の適正化。)</p>
		<p>可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</p>	<p>表現上の差異 (内燃機関に対する要求のため、内燃機関に係る文章に含めている。)</p>
		<p>可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</p>	<p>差異なし</p>
		<p>耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」又は「日本電機工業会規格 JEM-1398」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価方法及び強度評価結果を V-3「強度に関する説明書」の別添にて説明する。</p>	<p>設備構成の差異 (柏崎刈羽は、JEM-1398で規定される温度試験による強度評価を実施している可搬型の非常用発電装置を使用している。)</p> <p>表現上の差異 (記載の適正化。)</p>
		<p>2.2.1 可搬型の非常用発電装置</p> <p>可搬型の非常用発電装置は、可搬形発電設備技術基準を準用し、以下の設計とする。</p>	<p>差異なし</p>
		<p>(1) 原動機</p> <p>内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置を設ける設計とする。</p>	<p>差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>また、内燃機関の軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであり、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないように潤滑油装置を設ける設計とする。</p> <p>(2) 発電機 通常の使用状態において発生する熱に耐える設計とし、発電機の耐熱クラスは、E種絶縁以上の設計とする。発電機の巻線は、非常停止速度や短絡電流に対して十分な電氣的・機械的強度及び絶縁性能を有する設計とする。</p> <p>(3) 計測装置 回転速度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>(4) 保護装置 電圧低下、過速度、冷却水温度上昇及び潤滑油圧力低下時に、原動機を自動的に停止する設計とする。定格回転速度の116%以下で動作する非常用調速装置を設ける設計とする。</p> <p>また、発電機は、過電流が発生した場合に電路から自動的に遮断する保護装置を設ける設計とする。</p> <p>(5) 運転性能 定格出力のもとで1時間運転し、安定した運転が維持される設計とする。</p> <p>(6) 絶縁抵抗及び絶縁耐力 出力端子と大地間の絶縁抵抗値を測定し、出力端子と大地間に規定の交流電圧を印加したときこれに耐える設計とする。</p>	<p>差異なし</p> <p>表現上の差異 (NEGAの表現に合わせた記載とした。)</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>3.1.1 設計基準対象施設</p> <p>発電用原子炉施設には、外部電源が喪失した場合において、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機を設置する設計とする。</p> <p>また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</p> <p>技術基準規則に基づき、非常用ディーゼル発電機は、使用済燃料貯蔵プールの温度及び水位の監視設備、使用済燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ並びに通信連絡設備へ給電できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機の容量は、表 3-1 から表 3-3 に示す発電所を安全に停止するために必要な負荷 (7A:4725kW, 7B:4972kW, 7C:3787kW) 及び表 3-4 から表 3-6 に示す工学的安全施設の作動時に必要となる負荷 (7A:4170kW, 7B:4878kW, 7C:3398kW) に対し、十分な容量が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機は、5000kW の出力を有する設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機は、13秒以内に電圧を確立し、工学的安全施設等へ順次自動で電力を供給できる設計とし、燃料プール冷却浄化系ポンプに対しては、これらの一連の設備への電力供給が開始された後に、必要により手動起動を実施する際に、電力を供給できる設計とする。負荷積算イメージを図 3-1 から図 3-6 に示す。</p>	<p>差異なし</p> <p>表現上の差異 (※1と同様。 章番号が異なる。)</p> <p>表現上の差異 (設備名称が異なる。) 設備構成の差異</p> <p>表現上の差異 (表番号が異なる。) 設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異 (図番号が異なる。)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																										
		非常用ディーゼル発電機の内燃機関の出力及び発電機の容量は以下のとおりとする。	表現上の差異 (記載の適正化。)																										
		(1) 内燃機関 発電機の出力 <u>5000kW</u> から、内燃機関の出力は次式により <u>5264kW</u> 以上の <u>5295kW</u> とする。	設備構成の差異																										
		$P_E \geq P \div \eta = 5000 \div 0.95 \approx 5264$ $P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}$ $P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 5000}$ $\eta : \text{発電機の効率} = 0.95$	設備構成の差異																										
		(2) 発電機 発電機の容量は、次式により <u>6250kVA</u> とする。	設備構成の差異																										
		$Q = P \div \text{p f} = 5000 \div 0.8 = 6250$ $Q : \text{発電機の容量 (kVA)}$ $P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 5000}$ $\text{p f} : \text{力率} = 0.8$	設備構成の差異																										
		表 3-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (非常用ディーゼル発電機 7A)	設備構成の差異																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>残留熱除去系ポンプ 7A</td><td>526</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7A</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7D</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7A</td><td>245</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7D</td><td>245</td></tr> <tr><td>制御棒駆動水ポンプ 7A</td><td>390</td></tr> <tr><td>照明設備</td><td>123</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理装置</td><td>15</td></tr> <tr><td>ディーゼル室換気設備</td><td>114</td></tr> <tr><td>蓄電池用充電器 (使用済燃料貯蔵プール温度及び水位の監視設備、通信連絡設備等)</td><td>390</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷* (燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等)</td><td>2117</td></tr> <tr><td>負荷合計</td><td>4725</td></tr> </tbody> </table>	設備・機器名	負荷容量(kW)	残留熱除去系ポンプ 7A	526	原子炉補機冷却水ポンプ 7A	280	原子炉補機冷却水ポンプ 7D	280	原子炉補機冷却海水ポンプ 7A	245	原子炉補機冷却海水ポンプ 7D	245	制御棒駆動水ポンプ 7A	390	照明設備	123	非常用ガス処理装置	15	ディーゼル室換気設備	114	蓄電池用充電器 (使用済燃料貯蔵プール温度及び水位の監視設備、通信連絡設備等)	390	その他の非常用負荷* (燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等)	2117	負荷合計	4725	設備構成の差異
設備・機器名	負荷容量(kW)																												
残留熱除去系ポンプ 7A	526																												
原子炉補機冷却水ポンプ 7A	280																												
原子炉補機冷却水ポンプ 7D	280																												
原子炉補機冷却海水ポンプ 7A	245																												
原子炉補機冷却海水ポンプ 7D	245																												
制御棒駆動水ポンプ 7A	390																												
照明設備	123																												
非常用ガス処理装置	15																												
ディーゼル室換気設備	114																												
蓄電池用充電器 (使用済燃料貯蔵プール温度及び水位の監視設備、通信連絡設備等)	390																												
その他の非常用負荷* (燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等)	2117																												
負荷合計	4725																												
		<small>注記* : 「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に、工学的安全施設ではないが、発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機等を起動する。</small>																											

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																										
		<p>表 3-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷（非常用ディーゼル発電機 7B）</p> <table border="1" data-bbox="1635 363 2273 810"> <thead> <tr> <th>設備・機器名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧炉心注水系ポンプ 7B</td><td>1188</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ 7B</td><td>526</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7B</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7E</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7B</td><td>245</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7E</td><td>245</td></tr> <tr><td>照明設備</td><td>112</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理装置</td><td>15</td></tr> <tr><td>ディーゼル室換気設備</td><td>114</td></tr> <tr><td>蓄電池用充電器</td><td>246</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷*</td><td>1721</td></tr> <tr><td>負荷合計</td><td>4972</td></tr> </tbody> </table> <p>注記*：「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に、工学的安全施設ではないが、発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機等を起動する。</p>	設備・機器名	負荷容量(kW)	高圧炉心注水系ポンプ 7B	1188	残留熱除去系ポンプ 7B	526	原子炉補機冷却水ポンプ 7B	280	原子炉補機冷却水ポンプ 7E	280	原子炉補機冷却海水ポンプ 7B	245	原子炉補機冷却海水ポンプ 7E	245	照明設備	112	非常用ガス処理装置	15	ディーゼル室換気設備	114	蓄電池用充電器	246	その他の非常用負荷*	1721	負荷合計	4972	設備構成の差異
設備・機器名	負荷容量(kW)																												
高圧炉心注水系ポンプ 7B	1188																												
残留熱除去系ポンプ 7B	526																												
原子炉補機冷却水ポンプ 7B	280																												
原子炉補機冷却水ポンプ 7E	280																												
原子炉補機冷却海水ポンプ 7B	245																												
原子炉補機冷却海水ポンプ 7E	245																												
照明設備	112																												
非常用ガス処理装置	15																												
ディーゼル室換気設備	114																												
蓄電池用充電器	246																												
その他の非常用負荷*	1721																												
負荷合計	4972																												
		<p>表 3-3 発電所を安全に停止するために必要な負荷（非常用ディーゼル発電機 7C）</p> <table border="1" data-bbox="1635 1052 2338 1545"> <thead> <tr> <th>設備・機器名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧炉心注水系ポンプ 7C</td><td>1188</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ 7C</td><td>526</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7C</td><td>121</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7F</td><td>121</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7C</td><td>245</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7F</td><td>245</td></tr> <tr><td>制御棒駆動水ポンプ 7B</td><td>390</td></tr> <tr><td>照明設備</td><td>112</td></tr> <tr><td>ディーゼル室換気設備</td><td>149</td></tr> <tr><td>蓄電池用充電器</td><td>196</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>494</td></tr> <tr><td>負荷合計</td><td>3787</td></tr> </tbody> </table>	設備・機器名	負荷容量(kW)	高圧炉心注水系ポンプ 7C	1188	残留熱除去系ポンプ 7C	526	原子炉補機冷却水ポンプ 7C	121	原子炉補機冷却水ポンプ 7F	121	原子炉補機冷却海水ポンプ 7C	245	原子炉補機冷却海水ポンプ 7F	245	制御棒駆動水ポンプ 7B	390	照明設備	112	ディーゼル室換気設備	149	蓄電池用充電器	196	その他の非常用負荷	494	負荷合計	3787	設備構成の差異
設備・機器名	負荷容量(kW)																												
高圧炉心注水系ポンプ 7C	1188																												
残留熱除去系ポンプ 7C	526																												
原子炉補機冷却水ポンプ 7C	121																												
原子炉補機冷却水ポンプ 7F	121																												
原子炉補機冷却海水ポンプ 7C	245																												
原子炉補機冷却海水ポンプ 7F	245																												
制御棒駆動水ポンプ 7B	390																												
照明設備	112																												
ディーゼル室換気設備	149																												
蓄電池用充電器	196																												
その他の非常用負荷	494																												
負荷合計	3787																												

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																																																		
		<p>表 3-4 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（<u>非常用ディーゼル発電機 7A</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1635 365 2282 850"> <thead> <tr> <th>設備・機器名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>残留熱除去系ポンプ 7A</td><td>526</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7A</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7D</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7A</td><td>245</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7D</td><td>245</td></tr> <tr><td>照明設備</td><td>123</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理装置</td><td>15</td></tr> <tr><td>ディーゼル室換気設備</td><td>114</td></tr> <tr><td>蓄電池用充電器（使用済燃料貯蔵プール温度及び水位の監視設備、通信連絡設備等）</td><td>390</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷* （燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等）</td><td>1952</td></tr> <tr><td>負荷合計</td><td>4170</td></tr> </tbody> </table> <p>注記*：「発電所を安全に停止するために必要な負荷」の共通負荷以外に、格納容器雰囲気モニタ系事故時用サンプルポンプ 7A等を起動する。</p> <p>表 3-5 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（<u>非常用ディーゼル発電機 7B</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1635 1087 2282 1543"> <thead> <tr> <th>設備・機器名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧炉心注水系ポンプ 7B</td><td>1188</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ 7B</td><td>526</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7B</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ 7E</td><td>280</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7B</td><td>245</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ 7E</td><td>245</td></tr> <tr><td>照明設備</td><td>112</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理装置</td><td>15</td></tr> <tr><td>ディーゼル室換気設備</td><td>114</td></tr> <tr><td>蓄電池用充電器</td><td>246</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷* （燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等）</td><td>1627</td></tr> <tr><td>負荷合計</td><td>4878</td></tr> </tbody> </table> <p>注記*：「発電所を安全に停止するために必要な負荷」の共通負荷以外に、格納容器雰囲気モニタ系事故時用サンプルポンプ 7B等を起動する。</p>	設備・機器名	負荷容量(kW)	残留熱除去系ポンプ 7A	526	原子炉補機冷却水ポンプ 7A	280	原子炉補機冷却水ポンプ 7D	280	原子炉補機冷却海水ポンプ 7A	245	原子炉補機冷却海水ポンプ 7D	245	照明設備	123	非常用ガス処理装置	15	ディーゼル室換気設備	114	蓄電池用充電器（使用済燃料貯蔵プール温度及び水位の監視設備、通信連絡設備等）	390	その他の非常用負荷* （燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等）	1952	負荷合計	4170	設備・機器名	負荷容量(kW)	高圧炉心注水系ポンプ 7B	1188	残留熱除去系ポンプ 7B	526	原子炉補機冷却水ポンプ 7B	280	原子炉補機冷却水ポンプ 7E	280	原子炉補機冷却海水ポンプ 7B	245	原子炉補機冷却海水ポンプ 7E	245	照明設備	112	非常用ガス処理装置	15	ディーゼル室換気設備	114	蓄電池用充電器	246	その他の非常用負荷* （燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等）	1627	負荷合計	4878	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>
設備・機器名	負荷容量(kW)																																																				
残留熱除去系ポンプ 7A	526																																																				
原子炉補機冷却水ポンプ 7A	280																																																				
原子炉補機冷却水ポンプ 7D	280																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ 7A	245																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ 7D	245																																																				
照明設備	123																																																				
非常用ガス処理装置	15																																																				
ディーゼル室換気設備	114																																																				
蓄電池用充電器（使用済燃料貯蔵プール温度及び水位の監視設備、通信連絡設備等）	390																																																				
その他の非常用負荷* （燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等）	1952																																																				
負荷合計	4170																																																				
設備・機器名	負荷容量(kW)																																																				
高圧炉心注水系ポンプ 7B	1188																																																				
残留熱除去系ポンプ 7B	526																																																				
原子炉補機冷却水ポンプ 7B	280																																																				
原子炉補機冷却水ポンプ 7E	280																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ 7B	245																																																				
原子炉補機冷却海水ポンプ 7E	245																																																				
照明設備	112																																																				
非常用ガス処理装置	15																																																				
ディーゼル室換気設備	114																																																				
蓄電池用充電器	246																																																				
その他の非常用負荷* （燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、通信連絡設備等）	1627																																																				
負荷合計	4878																																																				

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機

東海第二発電所

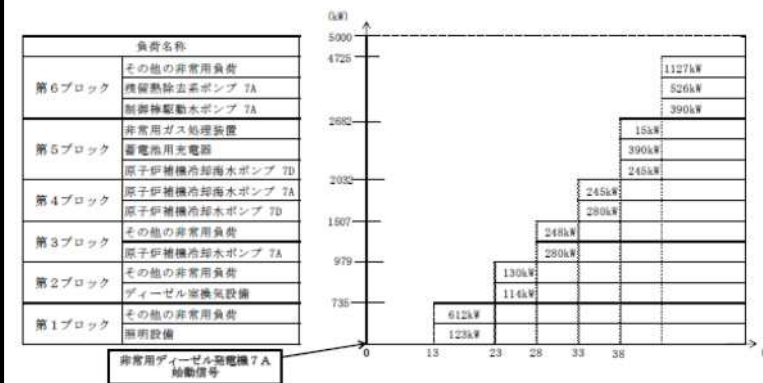
柏崎刈羽原子力発電所7号機

東海第二発電所との比較

表 3-6 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（非常用ディーゼル発電機 7C）

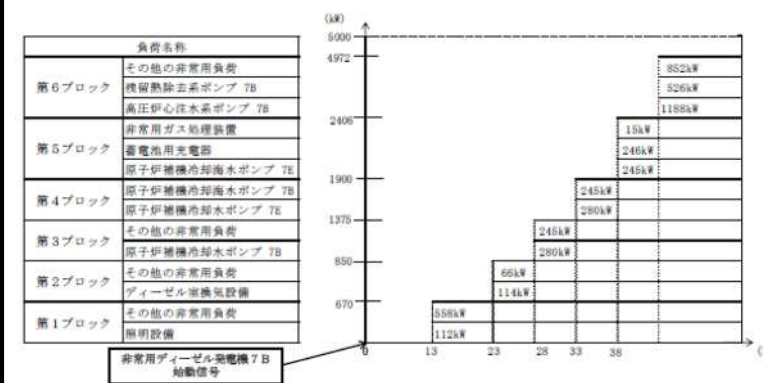
設備・機器名	負荷容量(kW)
高圧炉心注水系ポンプ 7C	1188
残留熱除去系ポンプ 7C	526
原子炉補機冷却水ポンプ 7C	121
原子炉補機冷却水ポンプ 7F	121
原子炉補機冷却海水ポンプ 7C	245
原子炉補機冷却海水ポンプ 7F	245
照明設備	112
ディーゼル室換気設備	149
蓄電池用充電器	196
その他の非常用負荷	495
負荷合計	3398

設備構成の差異



設備構成の差異

図 3-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷（非常用ディーゼル発電機 7A）積算イメージ



設備構成の差異

図 3-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷（非常用ディーゼル発電機 7B）積算イメージ

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機

東海第二発電所

柏崎刈羽原子力発電所7号機

東海第二発電所との比較

設備構成の差異

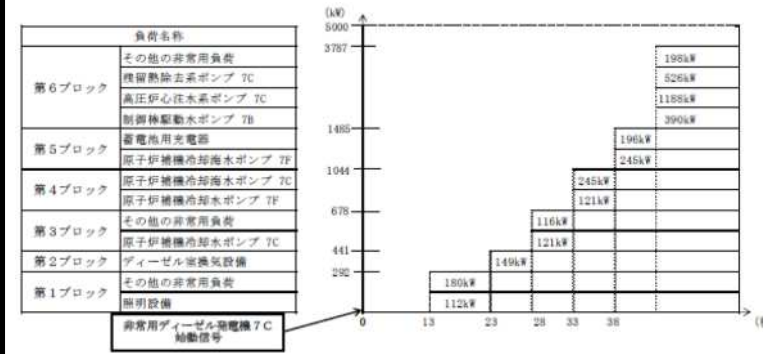


図 3-3 発電所を安全に停止するために必要な負荷（非常用ディーゼル発電機7C）積算イメージ

設備構成の差異

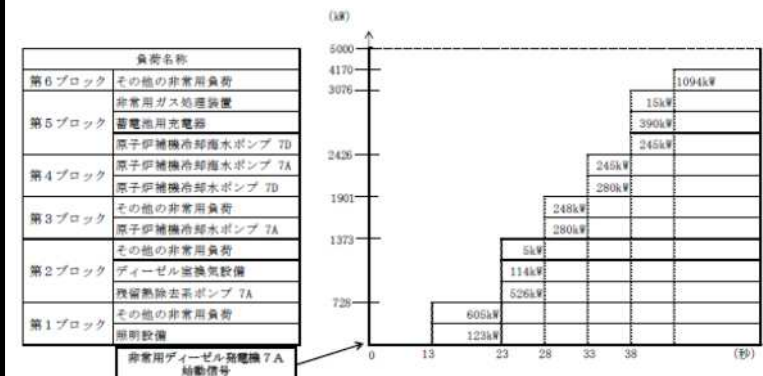


図 3-4 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（非常用ディーゼル発電機7A）積算イメージ

設備構成の差異

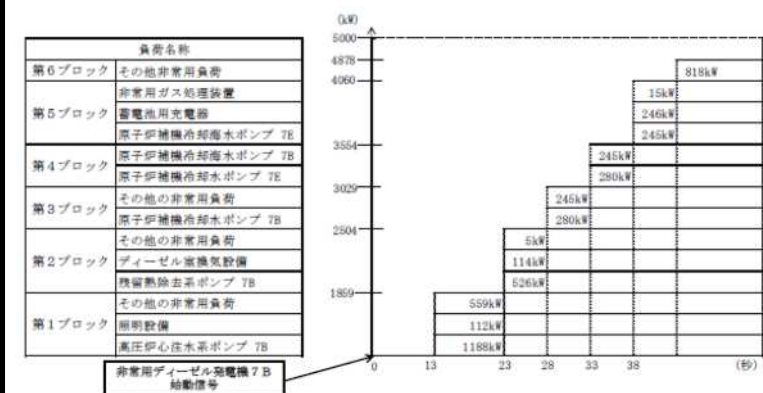



図 3-5 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（非常用ディーゼル発電機7B）積算イメージ

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		 <p>図 3-6 工学的安全施設の作動時に必要な負荷（非常用ディーゼル発電機 7C）積算イメージ</p> <p>3.1.2 重大事故等対処設備</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有しているため、重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電力供給が可能な場合には、重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。</p> <p>火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</p> <p>技術基準規則第 59～64 条、第 66～69 条、第 73 条、第 74 条及び第 77 条の各条文に基づく重大事故等時の対応において、非常用ディーゼル発電機から電力供給を期待する重大事故等対処設備の負荷を表 3-7 に示す。技術基準規則に基づき必要となる重大事故等対処設備は、各条文により異なるため、すべての機器を同時に使用することはないが、仮にすべての負荷を合計した場合の最大所要負荷は（7A：2208kW、7B：3322kW、7C：2591kW）である。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、5000kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>差異なし</p> <p>表現上の差異 （※1 と同様。 章番号が異なる。）</p> <p>設置変更許可における設計方針の差異 表現上の差異 （表番号が異なる。） 設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																																																																																																															
		<p>非常用ディーゼル発電機の内燃機関の出力及び発電機の容量は、3.1.1項の「(1) 内燃機関」及び「(2) 発電機」に示す。</p>	<p>表現上の差異 (記載の適正化。 DB 時と同一の計算のため参照する表現とした。)</p>																																																																																																															
		<p>表 3-7 非常用ディーゼル発電機の最大所要負荷リスト</p>	<p>設備構成の差異</p>																																																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備・機器名</th> <th rowspan="2">台数</th> <th colspan="3">負荷容量 (kW)*1</th> <th rowspan="2">技術基準係数 適用条文</th> </tr> <tr> <th>7A</th> <th>7B</th> <th>7C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧配水注入系ポンプ</td> <td>2</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>—</td> <td>第 59 条、第 60 条、第 66 条</td> </tr> <tr> <td>高圧中心注水系ポンプ</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>1188</td> <td>1188</td> <td>第 60 条</td> </tr> <tr> <td>復水移送ポンプ</td> <td>3</td> <td>55</td> <td>110</td> <td>—</td> <td>第 62 条、第 64 条、第 66 条</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ</td> <td>3</td> <td>526</td> <td>526</td> <td>526</td> <td>第 62～64 条</td> </tr> <tr> <td>原子炉蒸気発生器冷却水ポンプ</td> <td>6</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>242</td> <td>第 62～64 条</td> </tr> <tr> <td>原子炉蒸気発生器冷却水ポンプ</td> <td>6</td> <td>490</td> <td>490</td> <td>490</td> <td>第 62～64 条</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理装置</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>第 74 条</td> </tr> <tr> <td>蓄電池用充電器**</td> <td>5</td> <td>212</td> <td>217</td> <td>109</td> <td>第 59 条、第 61 条、第 67～69 条、第 73 条、第 77 条</td> </tr> <tr> <td>・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・非常設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他非常用負荷**</td> <td>—</td> <td>307</td> <td>373</td> <td>36</td> <td>第 59 条、第 67 条、第 69 条、第 73 条、第 77 条</td> </tr> <tr> <td>・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・非常設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>2208</td> <td>3322</td> <td>2591</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名	台数	負荷容量 (kW)*1			技術基準係数 適用条文	7A	7B	7C	低圧配水注入系ポンプ	2	43	43	—	第 59 条、第 60 条、第 66 条	高圧中心注水系ポンプ	2	—	1188	1188	第 60 条	復水移送ポンプ	3	55	110	—	第 62 条、第 64 条、第 66 条	残留熱除去系ポンプ	3	526	526	526	第 62～64 条	原子炉蒸気発生器冷却水ポンプ	6	560	560	242	第 62～64 条	原子炉蒸気発生器冷却水ポンプ	6	490	490	490	第 62～64 条	非常用ガス処理装置	4	15	15	—	第 74 条	蓄電池用充電器**	5	212	217	109	第 59 条、第 61 条、第 67～69 条、第 73 条、第 77 条	・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能)						・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)						・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能)						・非常設備						その他非常用負荷**	—	307	373	36	第 59 条、第 67 条、第 69 条、第 73 条、第 77 条	・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能)						・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)						・非常設備						合計	—	2208	3322	2591	—	
設備・機器名	台数	負荷容量 (kW)*1			技術基準係数 適用条文																																																																																																													
		7A	7B	7C																																																																																																														
低圧配水注入系ポンプ	2	43	43	—	第 59 条、第 60 条、第 66 条																																																																																																													
高圧中心注水系ポンプ	2	—	1188	1188	第 60 条																																																																																																													
復水移送ポンプ	3	55	110	—	第 62 条、第 64 条、第 66 条																																																																																																													
残留熱除去系ポンプ	3	526	526	526	第 62～64 条																																																																																																													
原子炉蒸気発生器冷却水ポンプ	6	560	560	242	第 62～64 条																																																																																																													
原子炉蒸気発生器冷却水ポンプ	6	490	490	490	第 62～64 条																																																																																																													
非常用ガス処理装置	4	15	15	—	第 74 条																																																																																																													
蓄電池用充電器**	5	212	217	109	第 59 条、第 61 条、第 67～69 条、第 73 条、第 77 条																																																																																																													
・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能)																																																																																																																		
・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)																																																																																																																		
・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能)																																																																																																																		
・非常設備																																																																																																																		
その他非常用負荷**	—	307	373	36	第 59 条、第 67 条、第 69 条、第 73 条、第 77 条																																																																																																													
・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能)																																																																																																																		
・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)																																																																																																																		
・非常設備																																																																																																																		
合計	—	2208	3322	2591	—																																																																																																													
		<p>注記*1：電機弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含まない。 *2：各設備・機器のうち、直流で運転する負荷 *3：各設備・機器のうち、交流で運転する負荷</p>																																																																																																																

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>3.2 第一ガスタービン発電機</p> <p>設置(変更)許可申請書の添付書類十における事故シーケンスにおいて、第一ガスタービン発電機から電力を供給する有効性評価で期待する負荷に加え、評価上期待していない不要負荷であるが、電源が供給されるため発電機の負荷として考慮する必要がある負荷を抽出した結果、所要負荷が最大となる事故シーケンスは、「崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)」であり、負荷積算イメージを図3-7に示す。最大負荷は、1989kWであり、最大所要負荷リストを表3-8に示す。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設置変更許可における設計方針の差異</p> <p>表現上の差異 (図番号が異なる。)</p>
		<p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、3600kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、ガスタービンの必要な出力を算出する。</p>	<p>設備構成の差異</p>
		<p>最大所要負荷に基づき、ガスタービンの出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p>また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.1 ガスタービン」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異 (※1と同様。 章番号が異なる。)</p>
			<p>設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 ：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>3.2.1 ガスタービン</p> <p>発電機出力 <u>3600kW</u> から、<u>ガスタービン</u> の出力は次式により <input type="text"/> kW とする。</p> $P_E \geq P \div \eta = 3600 \div \text{} = \text{}$ <p>P_E : ガスタービンの出力 (kW) P : 発電機の定格出力 (kW) = <u>3600</u> η : 発電機の効率 = <input type="text"/></p> <p>3.2.2 発電機</p> <p>発電機の容量は、次式により <u>4500kVA</u> とする。</p> $Q = P \div \text{p f} = 3600 \div 0.8 = 4500$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の定格出力 (kW) = <u>3600</u> p f : 力率 = <u>0.8</u></p>	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																																						
		<p>表 3-8 <u>第一ガスタービン発電機</u>の最大所要負荷リスト</p> <table border="1" data-bbox="1715 331 2255 850"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)^{*1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>蓄電池用充電器</td><td>320</td></tr> <tr><td>交流 120V 中央制御室計測用主母線盤 7A, 7B</td><td>100</td></tr> <tr><td>照明設備</td><td>112</td></tr> <tr><td>中央制御室可搬型陽圧化空調機</td><td>4</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ B</td><td>55</td></tr> <tr><td>() 内は起動時</td><td>(112)</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ C</td><td>55</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ B</td><td>526</td></tr> <tr><td>() 内は起動時</td><td>(917)</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化ポンプ B</td><td>87</td></tr> <tr><td>() 内は起動時</td><td>(144)</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理装置</td><td>15</td></tr> <tr><td>() 内は起動時</td><td>(32)</td></tr> <tr><td>その他必要な設備^{*2}</td><td>180</td></tr> <tr><td>() 内は起動時</td><td>(184)</td></tr> <tr><td>その他不要な設備^{*3}</td><td>231</td></tr> <tr><td>合計 連続最大容量</td><td>1685</td></tr> <tr><td>(最大容量)</td><td>(1989)</td></tr> </tbody> </table> <p>注記*1 : 電磁弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含まない。</p> <p>*2 : その他必要な負荷は、空調設備、計装設備、火災防護設備である。</p> <p>*3 : その他不要な負荷は、中央制御室外原子炉停止制御盤、FCS 除湿ヒータ、SLC 貯蔵タンク加熱ヒータ、HECW 冷凍機制御盤、交流 120V 原子炉系計測用主母線盤、薬液注入タンクヒータ、照明設備である。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW) ^{*1}	蓄電池用充電器	320	交流 120V 中央制御室計測用主母線盤 7A, 7B	100	照明設備	112	中央制御室可搬型陽圧化空調機	4	復水移送ポンプ B	55	() 内は起動時	(112)	復水移送ポンプ C	55	残留熱除去系ポンプ B	526	() 内は起動時	(917)	燃料プール冷却浄化ポンプ B	87	() 内は起動時	(144)	非常用ガス処理装置	15	() 内は起動時	(32)	その他必要な設備 ^{*2}	180	() 内は起動時	(184)	その他不要な設備 ^{*3}	231	合計 連続最大容量	1685	(最大容量)	(1989)	<p>設備構成の差異</p>
負荷名称	負荷容量 (kW) ^{*1}																																								
蓄電池用充電器	320																																								
交流 120V 中央制御室計測用主母線盤 7A, 7B	100																																								
照明設備	112																																								
中央制御室可搬型陽圧化空調機	4																																								
復水移送ポンプ B	55																																								
() 内は起動時	(112)																																								
復水移送ポンプ C	55																																								
残留熱除去系ポンプ B	526																																								
() 内は起動時	(917)																																								
燃料プール冷却浄化ポンプ B	87																																								
() 内は起動時	(144)																																								
非常用ガス処理装置	15																																								
() 内は起動時	(32)																																								
その他必要な設備 ^{*2}	180																																								
() 内は起動時	(184)																																								
その他不要な設備 ^{*3}	231																																								
合計 連続最大容量	1685																																								
(最大容量)	(1989)																																								

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>図 3-7 重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷「崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）」積算イメージ</p> <p>3.3 モニタリングポスト用発電機</p> <p>最大所要負荷は、重大事故等発生時にモニタリングポストへの給電に必要な負荷の 22.03kW である。負荷リストを表 3-9 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、32kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。所要負荷に基づき、モニタリングポスト用発電機内燃機関の出力及び発電機の容量は以下のとおりとする。</p> <p>また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>設置変更許可における設計方針の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較										
		<p>3.3.1 内燃機関</p> <p>発電機の出力 32kW から、内燃機関の出力は次式により 39kW 以上の 41kW とする。</p> $P_E \geq P \div \eta = 32 \div 0.823 \approx 39$ <p>P_E : 内燃機関の出力 (kW) P : 発電機の定格出力 (kW) = 32 η : 発電機の効率 = 0.823</p> <p>3.3.2 発電機</p> <p>発電機の容量は、次式により 40kVA とする。</p> $Q = P \div p f = 32 \div 0.8 = 40 \text{ kVA}$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の定格出力 (kW) = 32 $p f$: 力率 = 0.8</p> <p>表 3-9 モニタリングポスト用発電機の最大所要負荷リスト*1</p> <table border="1" data-bbox="1736 1186 2190 1306"> <caption>表 3-9 モニタリングポスト用発電機の最大所要負荷リスト*1</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト用測定部</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>通信設備</td> <td>0.64</td> </tr> <tr> <td>その他負荷*2</td> <td>20.79</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1 : モニタリングポスト用発電機は3台設置されており、発電機1台あたりの負荷容量の合計が最大となるモニタリングポスト8周辺エリアに設置しているモニタリングポスト用発電機の負荷リストを示す。 *2 : その他負荷は、エアコン、照明設備、ダストサンプラ、気象観測用である。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	モニタリングポスト用測定部	0.6	通信設備	0.64	その他負荷*2	20.79	合計	22.03	
負荷名称	負荷容量 (kW)												
モニタリングポスト用測定部	0.6												
通信設備	0.64												
その他負荷*2	20.79												
合計	22.03												

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>3.4 可搬型の非常用発電装置</p> <p>3.4.1 電源車</p> <p><u>電源車</u>は、設計基準事故対処設備の<u>交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合</u>に、必要な設備に電力を供給できる設計とする。また、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、<u>AM用直流125V充電器</u>と組み合わせて使用することで、重大事故等時の対応に<u>必要な直流設備</u>に電力を供給できる設計とする。<u>電源車</u>の容量は、表3-10、<u>図3-8</u>に示す<u>メタルクラッド開閉装置7C及びメタルクラッド開閉装置7D又はAM用MCC</u>への給電時の負荷(795kW)、表3-11に示す<u>熱交換器ユニット(221kW)</u>への給電時の負荷*、<u>直流母線への給電時の負荷(AM用直流125V充電器へ給電するため表3-10に包含される)</u>に対し、十分な容量を確保できるよう、800kW(400kW×2台)の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除することにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p><u>電源車用内燃機関</u>の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p>なお、可搬形発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。</p> <p><u>注記*：電源車は2台を使用して熱交換器ユニット1台へ給電を行い、熱交換器ユニットへの給電と他の負荷への供給は同時に行わない。</u></p> <p>(1) 内燃機関</p> <p>発電機の出力800kWから、内燃機関の出力は次式により 以上の946kW(473kW×2台)とする。</p>	<p>設備構成の差異 表現上の差異 (基本設計方針の表現に合わせた記載とした。 図番号が異なる。)</p> <p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異 (記載の適正化。)</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>


青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 ：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		$P_E \geq P \div \eta = 800 \div \square \div \square$ $P_E : \text{内燃機関の出力 (kW)}$ $P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 800}$ $\eta : \text{発電機の効率} = \square$	設備構成の差異
		<p>(2) 発電機</p> <p>発電機の容量は、次式により 1000kVA (500kVA×2台) とする。</p>	設備構成の差異
		$Q = P \div \text{p f} = 800 \div 0.8 = 1000$ $Q : \text{発電機の容量 (kVA)}$ $P : \text{発電機の定格出力 (kW) = 800}$ $\text{p f} : \text{力率} = 0.8$	設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																		
		<p>表 3-10 メタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D 又は AM 用 MCC への給電時の負荷</p> <table border="1" data-bbox="1626 722 2326 1108"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kW)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池用充電器</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>交流 120V 中央制御室計測用主母線盤 7A, 7B*2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>復水移送ポンプ B () 内は起動時</td> <td>55 (112)</td> </tr> <tr> <td>復水移送ポンプ C</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化ポンプ B () 内は起動時</td> <td>87 (144)</td> </tr> <tr> <td>その他必要な負荷*3</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>795</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1 : 電磁弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含めない。 *2 : 必要な負荷は、計装設備である。 *3 : その他必要な負荷は、空調設備、計装設備、火災防護設備である。</p>	負荷名称	負荷容量(kW)*1	蓄電池用充電器	321	交流 120V 中央制御室計測用主母線盤 7A, 7B*2	7	照明設備	112	復水移送ポンプ B () 内は起動時	55 (112)	復水移送ポンプ C	55	燃料プール冷却浄化ポンプ B () 内は起動時	87 (144)	その他必要な負荷*3	158	合計	795	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>
負荷名称	負荷容量(kW)*1																				
蓄電池用充電器	321																				
交流 120V 中央制御室計測用主母線盤 7A, 7B*2	7																				
照明設備	112																				
復水移送ポンプ B () 内は起動時	55 (112)																				
復水移送ポンプ C	55																				
燃料プール冷却浄化ポンプ B () 内は起動時	87 (144)																				
その他必要な負荷*3	158																				
合計	795																				

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較																
			設備構成の差異																
		<p>表 3-11 熱交換器ユニットへの給電時の負荷</p> <table border="1" data-bbox="1635 1020 2338 1308"> <thead> <tr> <th rowspan="4">負荷名称</th> <th colspan="2">負荷容量 (kW)</th> </tr> <tr> <th>P27-D2000</th> <th>P27-D1000</th> </tr> <tr> <th>P27-D3000</th> <th>P27-D5000</th> </tr> <tr> <th>P27-D4000</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>220 (110kW×2台)</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>制御電源</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>221</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量 (kW)		P27-D2000	P27-D1000	P27-D3000	P27-D5000	P27-D4000		代替原子炉補機冷却水ポンプ	220 (110kW×2台)	210	制御電源	1	1	合計	221
負荷名称	負荷容量 (kW)																		
	P27-D2000	P27-D1000																	
	P27-D3000	P27-D5000																	
	P27-D4000																		
代替原子炉補機冷却水ポンプ	220 (110kW×2台)	210																	
制御電源	1	1																	
合計	221	211																	
		<p>3.4.2 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</p> <p>最大所要負荷は、重大事故等発生時に 5号機原子炉建屋内緊急時対策所で要求される負荷の 57.02kW である。負荷リストを 表 3-12 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、160kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	<p>設備構成の差異 表現上の差異 (表番号が異なる。)</p> <p>設備構成の差異</p> <p>差異なし</p>																

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
		<p>また、可搬形発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。</p>	<p>設備構成の差異 (柏崎刈羽は、可搬型の発電機を使用している。)</p>
		<p>(1) 内燃機関 発電機の出力 160kW から、内燃機関の出力は次式により 203kW 以上とする。</p>	<p>設備構成の差異</p>
		<p>$P_E \geq P \div \eta = 160 \div 0.788 \approx 203$ P_E : 内燃機関の出力(kW) P : 発電機の定格出力(kW) = 160 η : 発電機の効率 = 0.788</p>	<p>設備構成の差異</p>
		<p>(2) 発電機 発電機の容量は、次式により 200kVA とする。</p>	<p>設備構成の差異</p>
		<p>$Q = P \div p f = 160 \div 0.8 = 200$ Q : 発電機の容量(kVA) P : 発電機の定格出力(kW) = 160 $p f$: 力率 = 0.80</p> <p>表 3-12 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の負荷リスト</p>	<p>設備構成の差異</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置</td> <td>5.49</td> </tr> <tr> <td>照明設備(コンセント・火災感知器等)</td> <td>23.45</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDS) 通信連絡設備等</td> <td>19.41</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>8.67</td> </tr> <tr> <td>負荷総合計</td> <td>57.02</td> </tr> </tbody> </table>	負荷	負荷容量 (kW)	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置	5.49	照明設備(コンセント・火災感知器等)	23.45	安全パラメータ表示システム(SPDS) 通信連絡設備等	19.41	放射線管理設備	8.67	負荷総合計	57.02	設備構成の差異
負荷	負荷容量 (kW)														
5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置	5.49														
照明設備(コンセント・火災感知器等)	23.45														
安全パラメータ表示システム(SPDS) 通信連絡設備等	19.41														
放射線管理設備	8.67														
負荷総合計	57.02														
		<p>3.4.3 可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備</p> <p>可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備の最大所要負荷は、可搬型窒素供給装置1台運転時の49.5kWである。</p>	設備構成の差異												
		<p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、80kWの出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p>	設備構成の差異												
		<p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p>	差異なし												
		<p>なお、可搬形発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。</p>	表現上の差異 (記載の適正化。)												
		<p>(1) 内燃機関</p> <p>発電機の出力 80kW から、内燃機関の出力は次式により 89.9kW 以上の 96.3kW とする。</p>	設備構成の差異												

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所又は玄海原子力発電所3号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

